

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

「夢」を持つ力！

皆様のご協力とご支援のお陰で無事創業30周年記念のイベントを終えました。もっとたくさんのお客様にお越しいただきたかったのですが講演用の250席もほぼ満席になり、横浜周辺ではパーティーと同時にこれ以上講演用の席が用意できるホテルが見つかりませんでした。申し訳ありませんでした。

30周年式典に合わせて、10年前から支援しているカンボジアの孤児院の子供たち3人と通訳の女子大生を日本に招待する企画も同時に進み、式典のお土産もカンボジアの農場で作ったレモンガラスの製品を取り寄せました。初めての大量注文に農場で働く孤児院出身の皆も張り切ったと思います。

10年前に初めて孤児院を訪問した時に、壁に貼られた子供たちの「将来の夢」を見てちょっと違和感を覚えました。70人ほどいる子供たちの夢がほぼ「医者」と「先生」だけだったからです。あとで教えていただいたその理由は、カンボジアの田舎で農業の手伝いをして僅かな収入を得る小作の家の子供にとって、見たことのある農業以外の職業は医者か学校の先生しかないからとのことでした。その後、遠足で初めて訪れた海を見た後はほぼ全員の夢が「船員」と変わったと聞きました。その時に「夢は自分の知っている世界の中でしか描けない」ことを知りました。これは情報化社会の中で生きている自分にとって衝撃でした。

それから毎年孤児院を訪れる度に、子供たちが感覚で捉えられるようにと、世界中の街や自然や人々の写った写真集をお土産にしました。そして、最初に出会ったときに10才で小学校二年生(貧困で小学校に通えず2年遅れで入学した)だった里子のタン・セラーに「いつか日本に行ってみたい」と言われたときに「いつか必ず日本を見せてやろう」と決めました。

そのタン・セラーが高三、20歳になり今年高校を卒業し孤児院を旅立ちます。成績優秀ならば奨学金を得て大学に進学することも可能ですが、奨学金の基準に達しなければ自分で職を見つけて働きながら生きて行かなければなりません。そんな節目の年に、タン・セラーと、後に里子になったパン・パフェット(高三、20才)、ソン・チャンホーン(小四、10才)の三人を日本に招待することができました。10才のソン・チャンホーンのビザの発給が難しく、たくさんの関係者の皆様の協力を得ました。その村から出ずに一生を終える人たちの多い中で10歳の孤児の女の子が外国に行くことはなかなか理解がされず、人身売買ではないかとの疑いも受けたと聞きます。それがカンボジアの現実の姿なのです。

子供たちは、初めて乗る飛行機、初めて乗る電車、初めて乗る遊覧船、初めて乗る絶叫マシン(笑)。初めて見る大都会東京、初めて見るスカイツリーからの景色・・・何もかもが初めての日本で、何を感じて何を得てくれたのか？彼らの未来にどんな影響を与えるのか？

たまたま日本に生まれた私たちは、テレビもあれば本も溢れていて、スマホで世界中の情報さえ得られる高度情報化の中に生きています。なのに夢を持ってない子供たちや大人たちで溢れています。テレビやスマホの画面に映し出される世界を、単なる映画の一シーンのように観るだけで、自分のこととして受け止めて行動に結びつける力を失いつつあります。ある意味で高度情報化社会の闇であり病ではないかと思えます。

二十歳の頃の日記に書き残した「教養とは、自分の目の前にないコトを自分ことと捉えて思考し行動できる力を意味する。単なる知識を持っていることではない。俺は教養を身につけて、目の前にはない痛みや苦しみを自分のこととして思考し行動できる人になりたい」という言葉をもう一度思い出して、自分に何ができるのか？自分は何をすべきなのか？を問い直しながら生きて行きたいと思えます。感謝。

◆ 民法(相続法)改正項目 ～「配偶者居住権」の概要～

昨年からテレビや新聞などの報道でよく取り上げられていた民法の大改正。なかでも、相続法の改正は約40年ぶりの大改正となり、身近な相続の現場において影響が生じることが予想されます。今回は相続法の改正項目のご紹介とその中でも特に「配偶者居住権」の概要について解説いたします。

● 改正内容

改正項目	改正内容	適用時期
配偶者居住権の創設	自宅不動産の居住権を新たに創設し、配偶者が終身期間、無償で居住することができる制度	2020年4月1日から
婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置	夫婦間で自宅不動産を生前贈与等した場合には、その不動産を遺産相続の財産範囲から除外する制度	2019年7月1日から
預貯金の払戻し制度の創設	相続財産である預貯金について、遺産分割前であっても、相続人は一定金額を金融機関から払戻しをうけることができる制度	2019年7月1日から
自筆証書遺言の方式緩和	原則、自筆での作成が前提であったが一部を簡易的に作成できるように緩和	2019年1月13日から
法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設	作成者自身での保管が原則であったが、法務局での保管が可能となり、法務局保管の場合には検認手続きも不要となる制度	2020年7月1日から
遺留分制度の見直し	遺留分侵害額相当額の金銭での支払いを可能とし、特別受益の持ち戻し期間の短縮	2019年7月1日から
相続効力等に関する見直し	遺言等により承認された財産は、相続登記がなくても第三者に対抗できた現行法を、登記がない場合には対抗できないこととする見直し	2019年7月1日から
特別寄与料の創設	相続人以外の親族が、被相続人の療養介護等を行った場合、一定の要件のもとで相続人に特別寄与料を金銭で請求できる制度	2019年7月1日から

● 配偶者居住権の概要

配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に居住していた場合で、次の1～3のいずれかに該当するときは、終身等その居住建物を無償で使用及び収益することができる権利をいいます。

1. 遺産分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき
2. 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき (※遺贈とは、遺言書により相続人以外の他人に相続すること)
3. 被相続人と配偶者の間に、配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の死因贈与契約があるとき

イメージ図



● 最後に

どの改正項目も今後の相続で影響が生じる項目となります。特に「配偶者居住権の創設」については、不動産を所有権と居住権とに分けて相続できる制度として新たな内容となります。自分自身の相続後も安心して配偶者の住処を確保できる制度として、積極的に検討する機会が増えることが予想されます。具体的な内容やその他の改正項目の詳細など知りたい方は是非弊社担当者までお声がけください。

★ 悩める高齢化社会第9弾！

資産形成に関する金融庁の報告書が事実上の撤回に追い込まれました。老後資金は約2,000万円必要とする試算を示したことが不安や誤解を与えるというのが撤回の理由でした。

老後の生活費を確保するためには自助努力が重要となりますが、今月は運用投資に関してレポートをお送りいたします。

● イデコで賢く節税投資

節税効果が高く老後資金づくりの「王様」と呼ばれる個人型確定拠出年金（iDeCo＝イデコ）。現在は企業型確定拠出年金（DC）の加入者は原則イデコの対象ですが、厚生労働省は併用の基準を緩める検討に入り、改正法案が来年の通常国会に出される可能性があります。「イデコ全員加入時代」に備え、賢く使うための法則をご案内いたします。

● 掛け金はなるべく多く

イデコは自分で預金や投資信託などの投資対象を選び、運用成績次第で老後の受取額が変わる仕組みです。

掛け金全額が所得税計算上、所得控除の対象となるため、節税しながら老後資金を積み増すことができ、節税額は「掛け金×その人の税率」です。掛け金の上限額は勤務先などによりますが、例えば企業年金のない会社員で所得税率が20%の場合、上限額27万6,000円を拠出すると年5万5,200円の節税となります。以前は毎月定額を積み立てる「月払い」が基本でしたが、2018年から年間上限範囲内であればボーナス月に大きく積み増したり、「半年払い」や「年払い」も可能になりました。

イデコは自分で金融機関を選びますが、金融機関によって口座管理料や積み立て商品である投信などの品ぞろえが異なります。口座管理料が低く、低コスト投信の取り扱いが多い金融機関がお勧めです。

● NISAとの併用も

税優遇制度としては他に少額投資非課税制度（NISA）があります。掛け金は所得控除の対象にはなりません、運用益はまるまる非課税です。積み立て資産は原則60歳まで引き出せないイデコと違って、いつでも引き出せます。教育資金や住宅資金など、途中で使うお金はNISAや預貯金で対応するべきです。

2018年から年40万円まで20年間非課税で運用できる積み立て方式の「つみたてNISA」が始まりました。NISAとイデコは併用可能です。企業年金のない会社員はイデコで年27万6,000円、つみたてNISAで40万円と合計67万6,000円が投資可能となります。

仮に20年間積み立てると累計投資額は1,352万円。年率3%で運用できれば、運用成果と税負担軽減効果の合計金額は約2,000万円となります。

老後資金に関する金融庁の報告書が挙げた不足額を制度の併用で用意することが可能となります。共働き夫婦は夫婦で積み立てれば効果がより高まります。とは言っても、今の生活とのバランスもありますので、まずは現在の収入と支出の見直しを行い、ライフイベントや病気に対する備えも考慮した上で積立額を決めて、根気よく投資を続けていく姿勢が必要です。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

イデコは引き出し時に原則課税されますが、やはり税優遇があります。「一時金」で引き出すと退職所得控除、「年金」で引き出す場合は公的年金控除が使えます。ただし優遇税制はイデコ単独のものではなく、退職金や公的年金と基本的に共通になりますのでご注意ください。

今月の yoko-so



今月は、9/5に実施された30周年記念祝典とカンボジアから来日した3人の里子との様子をお届けいたします。

変わらないは、つまらない。

TEAM Yoko-so 30周年祝典！！

周年記念祝典
りがとう～



さあ誰でしょうか？

3人の里子とのフットサル大会

去る9月5日(木)、横浜ランドマークタワーに併設されるロイヤルパークホテルにて「TEAMyoko-so 30周年記念祝典 with you～30年分のありがとう～」を開催させていただきました。当日はお客様、お取引先様、従業員とご家族、総勢250名の盛大な会となりました。

“関わる全ての人たちに感謝を伝える場とする”ことを目的として1年以上をかけてプロジェクトチームにより綿密に計画された甲斐もあって当日は大きなトラブルもなく、ご来賓のお客様には「良かったよ!」「ご苦労さん、またよろしくね!」といった温かい労いのお言葉を頂戴しました。感謝をお伝えるつもりが逆に多くの感謝を頂いてしまい、ますます「価値ある存在」として40年、50年と継続していくことへのコミットが高まった会となりました。

またこの会に参加するために弊社で支援しているカンボジアの里子3人が来日してくれました。フットサルや観光を楽しむ中で日本の文化に触れてもらいました。若い彼らのこれからの少しでも役に立つことができたらうれしいですね。

次号予告・お知らせ

9月に入りましたが残暑も厳しい中、皆様、いかがお過ごしでしょうか。

10月になると秋本番。食欲の秋、運動の秋、、、そして、いよいよ消費税10%がスタートします(汗)。同時に、来年に向けて色々準備が始まる頃ではないでしょうか??TEAMyoko-soも各Teamそれぞれが2020年の経営計画(数値計画・行動計画)を考える時期になります。

オリンピックイヤー!! 明るい目標を立てて良い年にしましょう!!

今月の一言…“良薬は口に苦し”

空想は知識より重要である。

知識には限界があるが、想像力は世界を包み込む。

(アルベルト・アインシュタイン)

子供頃から空想好きの子供でした。今でも色々と空想しながら眠るのが大好きです(笑)
未来のストーリーを空想する、相手の気持ちを思いやること... そんな力が、懸命に身につけて来た知識や技術よりも、ずっと自分の役に立っていることは確かです。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (v o l . 1 3 7)

★ ご多忙のところTEAMyokoso 30周年祝典に足をお運びいただきました皆様、本当にありがとうございました。皆様の温かいご厚情のお陰を持ちまして滞りなく終えることができました。これからの10年もお客様のお役に立てることを第一に考え、40周年を迎えられるよう所員共々精進して参りたいと思います。私の年齢からしてもこれからの10年がTEAMyokosoでの最後の10年となります。周りの皆様を元気にできる10年間にできたらと思います。今後ともよろしく願いいたします。(NISHIO)

★ 30周年式典に多くのお客様のご参加を頂き、本当にありがとうございました。今回のイベントでは若手を中心になって、企画内容から当日のスケジュール、仕事の担当割り振りまで実行してくれたおかげで、参加された多くのお客様からスタッフの動きに対するお褒めの言葉を頂戴しました。【感謝】を伝える場をコンセプトに実施させて頂いたのですが、横総がむしろお客様からパワーを頂く機会となりました。今回の式典を一つの区切りに、更なる成長をTEAM全体で目指して参ります！(TOCHIKURA)

★ 無事に30周年記念式典を終えることができました。当日は至らぬ点もあったかと思いますが、どうかご容赦ください。中には10周年の時にも参加して頂いた方もいらっしゃる、1度きりで終わることなく、ずっと伴走していけるこの仕事のやりがいと責任、事務所の歴史の重みを感じました。たくさんの方に支えられて今のyokosoがあります。皆様との出逢いに改めて感謝しつつ、まずは40周年を目指して1歩1歩進んで参ります。今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。(YAMAMOTO)

★ ユーコン川から帰って以来20年ぶりの「川旅病」発症。とにかく人里離れた川の上をキャンプをしながら漕ぎ下って、できれば海も漕ぎ続けたい...そんな妄想が毎晩のように夢に出てきます。病です(笑)。独りで何日も山の中を歩き続けたい、独りで何日も川や海をこぎ続けたい、この妄想の原点は「自由になれる」こと。独りだと敏感になった神経が周囲の自然と自分に向けられて野生の勘が戻ってきます。誰かと一緒だと人と人の関係性に意識が向いて自然を感じ取ることも自分を意識することも少なくなります。人は人と人の関係性の中で生きて行きますが、そこから解放され、その手前にある自然と自分、神と自分、自分と自分の関係性の中に浸れるから。修行僧の発想ですかね(笑)。家内と娘達は大っぴらに陰口言っています(笑)。経営は冒険でしたが、その主役を承継した今、自分の中の冒険欲求が溢れてきているのかな？山本に「早く承継し過ぎたかな？」と言ったら、一瞬考えてから「山行けば」だと！(汗)バカは死ななきゃ治らない?... (爆)(IZUMI)



TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2019年10月9日(水)24(木)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 54,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー ※※※年間会員募集中※※※

第105回「生産性向上で社員のやる気UP！」

講師：税理士法人 横浜総合事務所

Team業務支援 ALD 酒元 慎也

日時：2019年10月17日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります